

東京都在宅介護・医療協働推進部会委員名簿

氏名	所属
秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 統括所長
河原 加代子	東京都立大学健康福祉学部看護学科 教授
葛原 千恵子	国立市地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
佐川 きよみ	公益社団法人東京都看護協会 常務理事
篠原 かおる	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 会長
白井 淳子	新宿区健康部参事（地域医療・歯科保健担当）
鈴木 央	鈴木内科医院 院長
田尻 久美子	株式会社カラーズ代表取締役 介護福祉士・介護支援専門員・保育士
羽石 芳恵	株式会社モート ケアプランみちしるべ 主任介護支援専門員・看護師
平原 優美	公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 統括所長
◎ 山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

※敬称略、五十音順、◎：部会長

【幹事】

道傳 潔	東京都福祉保健局医療政策部地域医療担当課長
大村 顕子	東京都福祉保健局医療政策部医療人材課長
西川 篤史	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
大竹 智洋	東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

【オブザーバー（東京都在宅療養推進会議 会長）】

新田 國夫	医療法人社団つくし会 理事長
-------	----------------

東京都在宅療養普及事業実施要綱

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号

第1 目的

本事業は、急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることができる仕組みの構築を検討することにより、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ることを目的とする。

第2 事業内容

- 1 東京都在宅療養推進会議の設置
- 2 在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事業

第3 東京都在宅療養推進会議の設置

- 1 目的
地域における在宅療養に関する行政、関係機関・団体及び都民等の役割分担を明らかにして連携を強化し、もって在宅療養の推進を図るため、東京都在宅療養推進会議を設置する。
- 2 協議内容
次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 都と区市町村、医療・介護関係者、団体及び都民等の役割分担や連携に関する事項
 - (2) 地域における先駆的な取組等についての検証及び区市町村の主体的な取組を促進するための方策に関する事項
 - (3) 都民及び医療従事者に対する在宅療養に係る普及啓発に関する事項
 - (4) その他、在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事項
- 3 委員の構成
在宅療養に係る専門家、学識経験者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、区市町村職員、東京都職員、その他保健医療局長が必要と認める者から構成し、保健医療局長が委嘱又は任命する。
- 4 その他
東京都在宅療養推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号

第 1 目的

この細目は、東京都在宅療養普及事業実施要綱（平成 22 年 6 月 16 日付 22 福保医政第 95 号。以下「要綱」という。）に基づき設置する東京都在宅療養推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 会長

- 1 推進会議には会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が委員のうちから指名する者が代理する。

第 4 部会

- 1 推進会議には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、推進会議の委員のうちから会長が指名する者若しくは会長が指名する者のうちから保健医療局長若しくは福祉局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会のみ属する委員の任期は、第 2 に準ずるものとする。

第 5 部会長

- 1 部会には部会長を置く。
- 2 部会長は、会長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会を統括する。

第 6 招集等

- 1 推進会議及び部会は会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて推進会議及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 会議の公開等

- 1 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決し

た場合に限り、必要な条件を付すことができる。

第8 庶務

推進会議の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課及び福祉局高齢者施策推進部企画課において処理する。

第9 委員への謝礼の支払

推進会議及び部会に出席した委員及び第6の(2)に掲げる者の推進会議及び部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した推進会議及び部会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

附 則

この細目は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和5年7月1日から施行する。

東京都訪問看護推進総合事業の令和5年度取組状況及び令和6年度予算(案)について

資料4

【R6予算案/規模 (R5予算/規模) 破線枠内はR5実績、赤字は主な変更事項】

1 訪問看護人材確保育成事業

(1) 地域における教育ステーション事業

【50,840千円/18箇所(47,039千円/13箇所)】

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施。**R6以降、指定数を増やす。**

●R5年度4月から12月までの実績

■ステーション体験・研修の受入

	人数	日数
他ST勤務者	53人	137日
医療機関等	90人	152日
離職者	14人	32日
合計	157人	321日

■勉強会 70回/2,098人

■医療機関での訪問看護師研修
8医療機関/37人

■介護医療連携研修 15人

(2) 管理者・指導者育成事業

【11,936千円/385人(9,954千円/359人)】

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

■訪問看護ステーション管理者・指導者育成研修 ※全てオンライン実施

	R6定員	●R5実績		
		日程	定員	修了者数
基礎実務コース	98人	11月～12月(2日間)	92人	89
経営安定コース	98人	11月～12月(2日間)	92人	86
育成定着推進コース	154人	5月、6月、11月 (2コース半日×3回)	144人	77

■看多機実務研修 R6定員: 35人

R5日程: 令和5年12月5日～7日(各半日) 受講決定者数44人 ※集合開催
施設見学: 坂町ミモザの家、ナースケア・リビング世田谷中町、ラピオンナーシングホーム

(3) 訪問看護人材確保事業【4,138千円/1回(4,138千円/1回)】

訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

●R5年度実績

■講演会の実施 ※集合開催

「いつでも だれでも どこでも 訪問看護

～訪問看護をめざすあなたへ～」

日時: 令和5年12月23日(土)

対象: 看護職・看護学生等

参加人数: 114人(申込: 142名)

◀開催内容▶

・シンポジウム「訪問看護 多様性への挑戦!」

山田雅子氏(聖路加国際大学大学院教授)

岩本大希氏(WyL株式会社代表取締役)

岩崎寛人氏(訪問看護ステーションKuu管理者)

篠原かおる氏(株式会社ピュア・ハート代表取締役)

・ミニ相談会

シンポジスト4名、東京都教育ステーション

(4) 認定訪問看護師資格取得支援事業

【7,219千円/15事業所(7,963千円/15事業所)】

訪問看護ステーション看護師の認定看護師資格取得に係る経費を補助。**特定行為研修の受講を新たに補助対象とする。**

●R6年1月末申請数: 10事業所(10人)

(5) 在宅介護・医療 協働推進部会【520千円(707千円)】

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

2 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

【77,864千円(25,920千円)】

「在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラム」を作成し、eラーニングと人体型シミュレータを活用して、訪問看護師の知識の確認と実践能力の維持・向上を目指す。

令和6年度は、作成した教育プログラムをもとに、都内を巡回し研修を実施する。

※令和4年度大学研究者による事業提案制度における採択事業

(提案者: 東京都立大学 織井優貴子教授)

3 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業

【14,315千円/産15人(19,154千円/研35日産15人)】

看護職の産休・育休・介休取得時の代替職員雇用経費を補助。**新任職員の同行訪問等に係る補助は5新任訪問看護師育成支援事業へ移管。**

●R6年1月末申請数: 研修60日、産休等14人

4 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

【30,900千円/35事業所(22,300千円/26事業所)】

事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合の経費を補助。**補助要件として管理者・指導者育成研修の基礎実務又は経営安定コースの受講を追加。**

●R6年1月末申請数: 36事業所

5 新任訪問看護師育成支援事業

【9,644千円/新13人研21日(13,047千円/新21人)】

管理者等が都の定める研修を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助。**新任職員の同行訪問に係る補助を追加。**

●R6年1月末申請数: 16人

6 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会

区市町村の看多機への理解促進及び看多機事業所同士の情報共有のための勉強会を実施し、看多機の安定的な運営を図る

●R5年度開催予定 R6年3月13日(水) 13:30～16:30

【 】：令和6年度 予算額（案）

地域における在宅療養体制の確保

【区市町村への支援】

■区市町村在宅療養推進事業【210,137千円】

〈補助率：10/10〉※4年目以降：1/2

地域における在宅療養体制の構築を図るため、区市町村が実施する以下の取組を支援する。

- 在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組への支援
 - 〈例〉病院救急車等を活用した搬送体制の確保、在宅療養に関する需給の把握、需給を踏まえた地域の仕組み作り、看取りに関する講演会やDVDを活用した普及啓発の取組 等
- 切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有に対する支援
 - （在宅医療・介護連携推進事業のうち、地域支援事業交付金対象外経費への支援）
 - 〈例〉・24時間の診療体制の確保（主治医・副主治医制の導入による体制の構築等）、
後方支援病床の確保<在宅医療介護連携推進事業（ウ）>
・ICTを活用した情報共有・多職種連携<在宅医療介護連携推進事業（エ）> 等
- 小児等在宅医療推進事業

■在宅療養環境整備支援事業（医療保健政策区市町村包括補助（選択：提案型））〈補助率：1/2〉
在宅医療・介護連携推進事業（ア）～（ク）に関して、地域支援事業交付金対象経費であるが、交付金を活用せず事業を実施する区市町村への支援

■在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

（医療保健政策区市町村包括補助（選択：政策誘導型））〈補助率：1/2〉
自家発電装置等について、人口25,000人当たり各補助対象品目1台を給付基準とし、それらを整備するために必要な費用について補助

【東京都医師会・地区医師会との連携】

■在宅療養研修事業【11,209千円】

- 多職種連携連絡会の運営
- 在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）
- シンポジウムの開催

■在宅医療推進強化事業【561,000千円】

- 地域における24時間診療体制の構築の推進〈補助率：10/10〉
- オンラインを活用した病診連携の推進

デジタル技術を活用した情報共有の充実

■東京都多職種連携ポータルサイトの運営【19,058千円】

デジタル技術を活用した情報共有のための共通ポータルサイトを運営し、地域の医療・介護関係者や医療機関間の広域的な連携（情報共有）を促進し、都における在宅療養推進体制の強化を図る

東京都在宅療養推進会議等の開催

■東京都在宅療養推進会議等の開催

- ・多職種連携ポータルサイト検討部会の開催
- ・ACP推進部会の開催
- ・地区医師会・区市町村在宅療養担当者連絡会の開催 等

■広域連携支援 ・東京都地域医療構想調整会議 在宅療養ワーキンググループの開催

在宅療養生活への円滑な移行の促進

■入退院時連携強化事業【199,842千円】

医療機関における入退院支援に取り組む人材を確保・育成するとともに、入退院時における地域との連携を一層強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進

- 入退院時連携強化研修
 - 入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修を実施
 - 〈対象〉病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、
区市町村在宅療養支援窓口、介護老人保健施設 等
- 入退院時連携支援事業〈補助率：1/2または3/4〉
 - 入退院支援に取り組む人材の配置に伴う人件費を補助し、医療機関における入退院支援体制の充実を図るとともに、病院と地域の医療・介護関係者との連携を支援
 - 〈対象〉200床未満の病院

■在宅療養研修事業〈一部再掲〉

- 病院内での理解促進研修
 - 病診連携研修（相互研修）
- 在宅療養生活への円滑な移行を促進するため、入院医療機関の医師・看護師等の地域の在宅療養の取組等に関する理解促進を図るとともに、病院スタッフと在宅療養患者を支える地域のスタッフの相互理解の促進、病診連携の強化を図るための地域における研修等を実施

医療・介護に関わる人材の確保・育成

■在宅療養研修事業〈一部再掲〉

- 在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）
- シンポジウムの開催

■在宅医療参入促進事業【11,213千円】

訪問診療等を実施していない中小病院と診療所の医師及び看護師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナー等を開催し、在宅医療への参入を促進

小児等在宅医療に対する取組

■小児等在宅医療推進部会

■小児等在宅医療推進事業〈再掲〉

■小児等在宅医療推進研修事業【13,416千円】

小児医療に関する診療所の医師及び看護師等向けの研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材を確保・育成

看取り支援に関する取組

■ACP推進事業【9,981千円】

都民の希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACPに関する以下の取組を実施する。
①都民に対する普及啓発 ②医療・介護関係者の実践力の向上

在宅医療従事者の安全確保に関する取組

■在宅医療現場におけるハラスメント対策事業〈新規〉【19,697千円】

在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントの対策に取り組み、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援